

第6次 川棚町総合計画

2022 ▶ 2031

概要版

自然を愛し 暮らし輝くまち

総合計画とは

町の将来の長期的な展望の下に、町政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的な「まちづくりの指針」となる計画であり、本町におけるすべての計画や施策の最上位に位置づけられる計画となります。また、町民と行政の協働による計画策定を通じて、「まちづくりの目標」を共有する役割があります。そして、目指す将来像の実現に向けた取組内容を定め、その取組が計画的に実施されているか、進行管理を行い、評価するための「ものさし」となります。

Kawatana Town
Master Plan

令和4年3月
長崎県川棚町

©2022Fujinari Miyazaki

自然を愛し 暮らし輝くまち

自然を愛し・・・すべての住民が、川棚町の誇りである豊かな自然、さらには郷土を愛する心を大切にできるまちづくりを進めるとともに、自然や文化など川棚町の本来持つ魅力を今後のまちづくりに十分に活かしていきます。

暮らし輝くまち・・・従来の住みよさに加え、地域における支え合いや福祉・医療の充実などを通じて住民の暮らしの豊かさを育み、人口減少にも適応する、帰ってきたいまち、住民の暮らしがより一層輝くまちをめざします。

第6次川棚町総合計画施策の体系



計画の構成と期間

基本構想の計画期間は、令和4(2022)年度を初年度とし、令和13(2031)年度までの10年間です。

基本計画は、基本構想を実現するための手段、方法として、町行政の各分野にわたる必要な基本施策の内容を総合的、体系的にとりまとめたものです。

計画期間は、前期基本計画が令和4(2022)年度を初年度とし、令和8(2026)年度の5年間であり、後期基本計画は令和9(2027)年度を初年度とし、令和13(2031)年度の5年間です。

SDGs

持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27(2015)年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年を年限とする17の国際目標です。(その下に、169のターゲット、232の指標が決められています。)

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)な目標となっています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



- 1 農林水産業の振興
 - (1) 農業の振興
 - (2) 林業の振興
 - (3) 水産業の振興
- 2 商工業の振興
 - (1) 商業の振興
 - (2) 工業の振興
- 3 観光の振興
 - (1) 観光の振興

基本目標 4
産業の振興で暮らしを

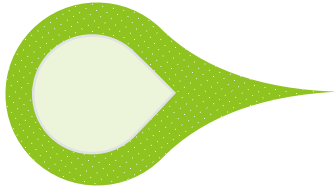
ゆたかに

基本目標 5
基盤の充実で暮らしを
ささえる

基本目標 6
人権尊重・協働・スマート自治体で
ともに歩む

- 1 道路・交通ネットワークの整備
 - (1) 道路交通網の整備
 - (2) 公共交通網の整備
- 2 情報ネットワークの整備
 - (1) 情報ネットワークとデジタル化の整備
- 3 水と衛生の確保
 - (1) 上水道の整備
 - (2) 汚水処理施設の整備
 - (3) 脱炭素・脱プラスチック社会づくり
- 4 住環境の整備
 - (1) 住宅環境の充実
 - (2) 移住・定住の促進
- 1 人権尊重社会の形成
 - (1) 人権尊重の推進
 - (2) 男女共同参画社会の推進
- 2 協働によるまちづくりの推進
 - (1) 住民参加の推進
 - (2) コミュニティ活動の推進
- 3 効率的・効果的な行財政運営
 - (1) 健全な行財政運営とスマート自治体の推進
 - (2) 広域行政の推進

前期基本計画



基本目標 1

教育・文化・環境の充実で暮らしをいろいろ

1 子育て支援の充実

(1) 子育て支援の充実



子ども・子育て支援事業計画に基づき、少子化社会と多様化する保育ニーズに対応するため、これまで進めてきた子育て支援策をさらに発展・充実させ、子育てしやすい環境づくり及び子どもを安心して生み育てられる環境づくりを推進します。

2 生涯学習の推進

(1) 幼児教育の充実



家庭、地域、保育園、認定こども園、学校などが一体となって幼児教育の充実に努め、幼児の心身の健全な発達を促します。

(2) 学校教育の充実



一人ひとりの能力と適性に応じた教育を実践するとともに、情報教育、環境教育、国際教育、福祉教育、食育など、多様な教育や体験を通して豊かな心と健やかな体を育む教育を推進します。

学校施設や設備については、安全性を第一に考え必要な改修や維持管理を進めます。

社会のデジタル化に対応したGIGAスクール構想の推進、ICT支援員を活用した効果的な授業の充実などを図っていきます。

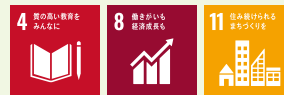
(3) 社会教育の充実



住民の自発的な学習活動を支援していくために、多様な学習機会や学習情報の提供、指導者の発掘・養成に努めるとともに、学習活動の場となる施設の整備、充実を図ります。また、家庭、学校、地域などが一体となって青少年の健全育成に取り組むとともに、保護者に対する学習機会や相談事業を通じて家庭教育の充実を図ります。

3 文化・芸術、スポーツ、交流の振興

(1) 文化・芸術の振興



文化講演会などの文化事業に継続して取り組むとともに、文化協会と連携を図りながら文化団体・サークルの育成に努め、活動の成果を広く発表できる機会や場を提供するなど、文化・芸術活動の振興を図ります。

また、文化財については、数多く残る有形、無形の文化財の保護・保存と継承に努めるとともに、郷土学習の教材や観光振興を図るための資源としての有効活用を進めます。

(2) スポーツ・レクリエーション活動の振興



すべての住民が生涯にわたって気軽にスポーツやレクリエーションに親しめるよう、施設の整備、充実を図るとともに、その機会を提供するための各種大会や教室などの開催に努めます。また、住民の多様なニーズに対応するため、指導者の養成に努めます。



(3) 交流活動の促進



国内外との交流を通じて住民の理解を深めるとともに、住民と国内外の人が地域において身近に交流ができるようなイベントの実施や、外国人が安心して生活できる環境づくりに努めます。

4 環境保全と美しい景観づくり

(1) 公園・緑地等の整備



住民の憩いやレクリエーションの場、災害時の避難場所として、地域の特性や要望に応じた公園・緑地の整備を図るとともに、住民と行政との協働のもと、公園・緑地の適切な維持管理に努めます。

(2) 景観の保全

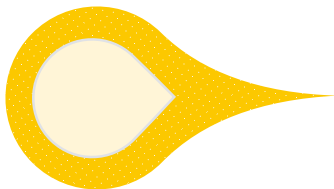


山林や川、海、農業・漁業集落などそれぞれが持つ美しい景観や環境を守り、川棚らしさを受け継いでいくため、住民、事業者、行政の相互協力のもとでの取組を進めます。

(3) 自然環境の保全



住民、事業者、行政が互いに協力しあい、環境保全意識を高めながら、環境にやさしいまちづくりを推進します。取組にあたっては、地球全体をも視野に入れ、身近なところから着実に進めていきます。



基本目標 2

保健・医療・福祉で暮らしをすこやかに

1 保健・医療環境の充実

(1) 健康づくりの推進



住民の生涯を通じた健康づくりを進めるため、自主的な健康づくりを推進し、質の高い多様な保健サービスが提供できるよう支援体制の強化に努めるとともに、保健、医療、福祉などの連携によるきめ細かな保健活動を展開します。

(2) 医療体制の充実



誰もが身近な地域で安心して暮らせるよう、県及び近隣市町、関係機関と医療機関や医師会等との連携を強化し、地域医療体制の充実を図るとともに、夜間や休日における救急医療体制のさらなる充実に努めます。

2 福祉環境の充実

(1) 地域福祉の推進



住民が相互に支え、助け合い、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するため、住民一人ひとりの相互扶助の意識を醸成するとともに、関係機関との連携を強化し、川棚町地域見守りネットワークの構築を推進します。

(3) 障がい者福祉の充実



障がいがある人の社会参加と就労を促進するため、良質な福祉サービスの提供に努め、障がいがある人もない人も地域でともに生活できる「共生社会の実現」に向けた取組を推進します。

(2) 高齢者福祉の充実



高齢者が住み慣れた地域で元気に安心して暮らせるよう、介護予防の推進や福祉サービスの充実に努めます。また、高齢者の社会参加や生きがいを推進し、共に支え合い、健やかに暮らせる地域社会の実現に努めます。

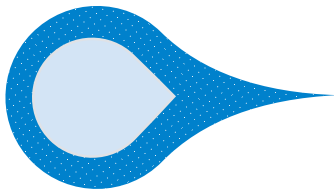
(4) 社会保障の充実



国民健康保険制度が安定した制度として機能できるよう、収納率の向上や医療費の適正化など、国保財政の健全化に努めます。

介護保険制度についても、サービス提供体制の充実や介護保険財政の安定化を図ります。

低所得者福祉については、民生委員・児童委員や関係機関との連携のもと、的確な実態把握に努め、被保護世帯及び生活困窮世帯の自立を支援します。



基本目標 3

危機管理で暮らしをあんしんに

4 危機管理の強化

(1) 災害に強いまちづくり・危機管理体制の確立



新型コロナウイルスなどの様々な不測の事態に対する町の危機管理について、個別マニュアルの整備や職員の危機管理意識の醸成などを平常時から進めるとともに、危機が発生した場合または発生するおそれがある場合に、町として速やかに初動態勢等を敷き、適切に対応することで町民の生命・身体・財産等への被害及び行政運営への支障等を最小限に抑制します。

総合的かつ計画的な防災体制の整備及び推進を図るとともに、住民防災意識の高揚に努め、災害に強いまちづくりを推進します。

(2) 防犯体制の充実

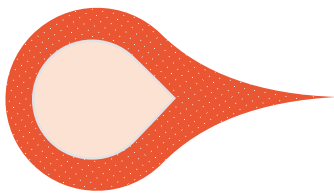


犯罪のない安全・安心なまちづくりをめざし、関係機関との密接な連携を図りながら、防犯意識の高揚と防犯対策の充実を住民と一体となって推進します。

(3) 交通安全の推進



住民を交通事故から守り、安全・安心な生活を確保するため、交通安全教育や街頭指導などを通じて交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の整備を推進します。



基本目標 4

産業の振興で暮らしをゆたかに

1 農林水産業の振興

(1) 農業の振興



農業生産の安定と農業振興を図るため、基幹農道の整備を推進するとともに、従事者や生産組織の育成、関係機関との連携を図りながら多様な農業の展開に努めます。



(2) 林業の振興



森林については、町土の保全や水源涵養といった公益機能を重視し、自然とのふれあいの場として保全を図りながら、生産基盤の整備による林業の振興に努めます。

(3) 水産業の振興



水産業の振興を図るため、「つくり育てる」という資源管理を推進しながら安定した生産環境を整備するとともに、漁業協同組合への支援や後継者の育成・確保に努めます。さらに、多様な機関・団体とネットワークを形成し、体験・観光漁業や水産物の直売など漁業の6次産業化に取り組みます。

2 商工業の振興

(1) 商業の振興



商工会などと連携しながら、既存商店の経営改善や魅力ある商店街づくりへの支援、空き店舗対策への支援を図り、地元商業の育成に努めます。また、新規開業及び経営革新などを支援し、商業環境を整えます。

(2) 工業の振興



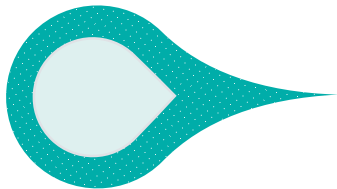
既存産業については、引き続き融資制度の充実をはじめ、企業体質の改善や経営改善などの支援を行うとともに、新産業の育成・参入への支援を行います。また、新たな企業の誘致に努めます。

3 観光の振興

(1) 観光の振興



観光振興に関する調査・研究に取り組むとともに、既存観光施設の整備充実や、本町固有の自然や歴史文化を観光レクリエーションの素材として活用します。また、地域産業などとの連携を図りながら体験型観光の振興を図ります。



基本目標 5

基盤の充実で暮らしをささえる

1 道路・交通ネットワークの整備

(1) 道路交通網の整備



主要な幹線道路の整備を促進し、また、道路橋梁の定期点検を実施することで適正な維持管理に努め、住民の日常生活に密着した生活道路についても誰もが安心して利用できるよう整備を進めます。



(2) 公共交通網の整備



JR大村線の運行内容の充実に関係機関に働きかけていきます。また、バス交通については、住民の日常生活を支える身近な交通手段として、運行の維持・充実に努めます。

2 情報ネットワークの整備

(1) 情報ネットワークとデジタル化の整備



デジタル上で完結する行政サービスを展開し、さらに、情報通信技術 (ICT) を活用した施策を分野横断的に実施することで、住民の利便性及び福祉の向上、地域の活性化を推進し、町全体でデジタルトランスフォーメーション (DX) を実現します。

Society5.0に対応した行政運営の最適化や地域サポートの充実を推進し、次世代を担うICT人材の育成に取り組めます。

さらに、地域社会のデジタル化に対応したデジタルデバッド対策に努めます。

3 水と衛生の確保

(1) 上水道の整備



基本理念として「みんなの暮らしを支え続ける川棚の水道」を掲げ、安心して飲める水道、災害に強い水道、いつでも皆様の近くにあり続ける水道を実現します。

(2) 汚水処理施設の整備



公共下水道事業の整備・維持管理に取り組むとともに、合併処理浄化槽の設置を促進し、衛生的で快適な住み良いまちづくりをめざします。

(3) 脱炭素・脱プラスチック社会づくり



持続可能な脱炭素社会の推進に向け、住民意識の啓発によってごみの減量化及びリサイクルに努めます。また、産業廃棄物対策の推進を図ります。

4 住環境の整備

(1) 住宅環境の充実

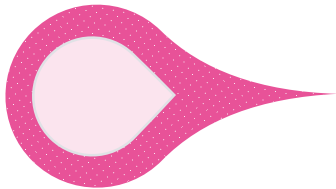


民間による良好な宅地の開発を促進するとともに、空き家問題の解消、町営住宅の維持・修繕や長寿命化に努め居住環境の向上を図ります。

(2) 移住・定住の促進



本町の魅力を広くPRするとともに、空き家・空き地バンク制度やお試し滞在の環境整備などにより移住・定住者の増加を図ります。



基本目標 6

人権尊重・協働・スマート自治体とともに歩む

1 人権尊重社会の形成

(1) 人権尊重の推進



関係機関や団体と連携を図りながら、あらゆる場において人権教育・啓発活動に努めるとともに、各種相談事業の充実や相談機関等の情報提供に取り組めます。

(2) 男女共同参画社会の推進



男女共同参画社会の実現をめざし、すべての住民に対し、男女共同参画意識の高揚を図ります。また、まちづくりへの女性の積極的な登用や就労条件向上への支援など、男女がともに社会参画できる環境づくり、女性が活躍できる社会づくりを進めます。

2 協働によるまちづくりの推進

(1) 住民参加の推進



住民がまちづくりの主役としていきいきと活動ができるよう、まちづくりへの住民参加の機会を拡充するとともに、広報・広聴活動の充実に努めます。

(2) コミュニティ活動の推進



町民と行政がそれぞれの役割と責任を持って協働し、地域社会における課題解決の仕組みづくりや郷土意識の継承による魅力ある地域社会の形成に向け、コミュニティ活動の拡充と活性化への取組を支援します。そして、住民による自主的な地域づくりを進めるため、コミュニティ意識の醸成や活動の促進、支援を行うとともに、活動を担う人材の発掘、育成に努めます。

3 効率的・効果的な行財政運営

(1) 健全な行財政運営とスマート自治体の推進



増大・多様化する行政課題に的確かつ柔軟に対応していくため、効果的で効率的な行政システムの確立をめざし、行政改革を進めます。

また、自主財源の確保や事業の見直し等による財政運営の健全化をより一層推進します。

(2) 広域行政の推進



生活圏域の広域化、行政ニーズの多様化などに対応するため、広範な分野にわたって国や県、周辺市町との連携を強化し、効率的、効果的な行政運営に努めます。